平成２３年（フ）第２０６１号
横浜市金沢区釜利谷南２丁目３番16号　プレザン白山道102号
債務者　荒木　幸治
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　宏昭
4　破産債権の届出期間　平成23年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月18日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０７３号
横浜市神奈川区菅田町488番地　西菅田団地６街区６号棟506号室
債務者　黒田　謙介
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北村　亮典
4　破産債権の届出期間　平成23年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月18日午後４時
6　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０５号
富山県富山市新桜町10番14―1402号　ローレルコート松川・桜橋
債務者　佐野　　隆
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　　博
4　破産債権の届出期間　平成23年９月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月20日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第１０６号
富山県富山市新桜町10番14―1402号　ローレルコート松川・桜橋
債務者　佐野　悦子
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　　博
4　破産債権の届出期間　平成23年９月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月20日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第２０８９号
横浜市神奈川区大口通126番地　331号
債務者　宮本　　明
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本間　春代
4　破産債権の届出期間　平成23年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月26日午後１時50分
6　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４５号
山形県鶴岡市羽黒町十文字字十文字166番地１
債務者　佐藤　セイ
1　決定年月日時　平成23年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　脇山　　拓
4　破産債権の届出期間　平成23年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月７日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第４３３号
熊本県八代市古閑中町1555番地７
債務者　竹永　　徹
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人大知
4　破産債権の届出期間　平成23年９月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月11日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４３４号
熊本県八代市古閑中町1555番地７
債務者　竹永　和子
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人大知
4　破産債権の届出期間　平成23年９月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月11日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第７１号
静岡県富士市中柏原新田215番地の１、前住所静岡県富士市今泉4001番地の５
債務者　中西　　昭
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小長谷　保
4　破産債権の届出期間　平成23年９月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月９日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１１３号
静岡県富士宮市小泉2179番地の２　フローリッシュ若宮102、前住所静岡県富士宮市小泉2232番地の33、前々住所静岡県富士市松岡44番地の６
債務者　寺岡　克己（旧姓熊谷）
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　生田目哲哉
4　破産債権の届出期間　平成23年９月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月９日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１９５号
北海道帯広市西17条北１丁目40番13号
債務者　高橋　哲也
1　決定年月日時　平成23年８月５日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千々和博志
4　破産債権の届出期間　平成23年９月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月１日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３４７号
和歌山県岩出市山837番地の13
債務者　紺谷　裕実
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第３５２号
和歌山市木ノ本251番地の７
債務者　山本　和生
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第３５４号
和歌山県有田市辻堂956番地６
債務者　岩淵　幸江
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第８０号
山口県周南市大字徳山7624番地の７
債務者　藤中　京子
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
山口地方裁判所周南支部